



島根県報

平成20年 3 月 4 日 (火)
第 1,962 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

土地改良区の解散の認可	(農 村 整 備 課)	1
県営土地改良事業計画の決定 (3 件)	(")	1
解除予定保安林 (2 件)	(森 林 整 備 課)	2
保安林の指定施業要件の変更 (3 件)	(")	3
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	4
道路の供用開始	(道 路 維 持 課)	4

公 告

労働関係調整法の規定に基づく争議行為を行う旨の通知の公表	(労 働 政 策 課)	5
平成20年度前期技能検定試験の実施	(")	5
平成20年度技能検定試験の実施	(")	8
道路法の規定に基づく簡易代執行の実施	(道 路 維 持 課)	10

告 示

島根県告示第170号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第67条第 2 項の規定により、隠岐郡海士町西福井土地改良区の解散を平成20年 2 月21日付けで認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成20年 3 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第171号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第 5 項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年 3 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
金城地区用排水施設事業 (県営中山間地域総合整備事業) 計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
浜田市役所

島根県告示第172号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年3月4日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 縦覧に供する書類の名称
金城地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し
- 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 縦覧の場所
浜田市役所

島根県告示第173号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年3月4日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 縦覧に供する書類の名称
金城地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し
- 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 縦覧の場所
浜田市役所

島根県告示第174号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年3月4日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 解除予定保安林の所在場所
雲南市三刀屋町三刀屋1574-9（国有林）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
河川管理施設用地とするため

島根県告示第175号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年 3 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
邑智郡美郷町潮村376 - 4
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第176号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年 3 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年 2 月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和61年 8 月 8 日農林水産省告示第1388号、昭和61年10月22日農林水産省告示第1733号、昭和62年 7 月15日農林水産省告示第880号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第177号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年 3 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年 2 月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成10年 7 月30日農林水産省告示第1108号、平成10年 8 月12日農林水産省告示第1196号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第178号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成6年1月31日農林水産省告示第216号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第179号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
浜田市	平成18年度～19年度	100枚	1冊	宇津井3地区	平成20年2月25日
浜田市	平成16年度～19年度	38枚	1冊	今福	平成20年2月25日
江津市	平成18年度～19年度	15枚	1冊	嘉久志1区	平成20年2月25日

島根県告示第180号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	遙堪今市線	出雲市矢野町688番2地先から同市小山町578番1地先まで	メートル 262.50	平成20年 3月6日	出雲県土整備事務所	

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、島根県医療労働組合連合会から、賃金等に関して次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成20年 3 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 争議行為をなす日時及び場所

日時 平成20年 3 月13日から問題解決までの間

場所 次の各病院において、組合員が従事する全職場

安来第一病院、松江赤十字病院、松江生協病院、松江生協リハビリ病院、松江生協東出雲診療所、斐川生協病院、出雲市民病院、出雲リハビリテーション病院、大曲診療所、塩冶歯科診療所、石東病院、西川病院、益田赤十字病院

2 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為、並びにこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。

平成20年度前期技能検定試験を次のとおり実施する。

平成20年 3 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 1 級技能検定及び2 級技能検定を実施する職種（作業名）

園芸装飾（室内園芸装飾作業）

造園（造園工事作業）

鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）

金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業）

放電加工（数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）

金属プレス加工（金属プレス作業）

鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）

建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）

工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）

仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）

切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）

ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

建設機械整備（建設機械整備作業）

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

家具製作（家具手加工作業）

建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）

印刷（オフセット印刷作業）

石材施工（石張り作業、石積み作業）

とび（とび作業）

左官（左官作業）

ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）

タイル張り（タイル張り作業）

畳製作（畳製作作業）

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

表装（表具作業、壁装作業）

塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）

広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級技能検定を実施する職種（作業名）

園芸装飾（室内園芸装飾作業）

造園（造園工事作業）

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、数値制御旋盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級技能検定を実施する職種（作業名）

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ－工事作業、加熱ペイントマシンマーカ－工事作業）

産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 受検資格

受検資格は、1級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の2に規定する者とし、2級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第64条の6に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、1級技能検定については規則第65条第2項の規定により、2級技能検定については規則第65条第3項の規定により、3級技能検定については規則第65条第4項の規定により、単一等級技能検定については規則第65条第7項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

平成20年6月9日（月）から同年9月17日（水）までの間で別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 1級及び2級

職 種	学 科 試 験 日
造園、金属熱処理、金属プレス加工、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	平成20年 8 月24日 (日)
機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成20年 8 月31日 (日)
園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾	平成20年 9 月 7 日 (日)

イ 3 級

職 種	学 科 試 験 日
園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、広告美術仕上げ、フラワー装飾	平成20年 7 月27日 (日)

ウ 単一等級

職 種	学 科 試 験 日
産業洗浄	平成20年 8 月24日 (日)
路面標示施工	平成20年 9 月 7 日 (日)

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成20年 6 月 2 日 (月) に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については問題を公表しない場合もある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、1 級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2 級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3 級技能検定にあつては規則別表第13の 2 の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第13の 5 の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島 1 丁目 4 番地 5 号 S P ビル 2 F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

平成20年 4 月 3 日 (木) から同月16日 (水) までとする。ただし、郵送 (書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。) の場合は、同月16日 (水) の消印のあるものまでを受け付ける。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	15,700円	3,100円
婦人子供服製造	13,000円	

ただし、3級を受検する者のうち、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設で職業訓練を受講しているもの、同法による認定職業訓練のための施設で職業訓練を受講しているもの（就職しているものを除く。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、専門学校又は各種学校に在学するもの、その他知事が認めるものに係る受検手数料の額は次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、広告美術仕上げ、フラワー装飾	10,500円	3,100円

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（あて名を明記し、切手をはること。）を同封すること。

10 合格発表等

- (1) 合格者の受検番号は、平成20年7月27日（日）に学科試験を実施する職種については平成20年8月27日（水）に、そのほかの職種については平成20年10月3日（金）に島根県報で公告する。
- (2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が平成20年7月27日（日）に学科試験を実施する職種については平成20年8月末頃に、そのほかの職種については平成20年10月上旬に書面で通知する。
- (3) 1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。また、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部労働政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。

平成20年度技能検定試験（随時実施する3級、基礎1級及び基礎2級）を次のとおり実施する。

平成20年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施職種

(1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

(2) 基礎 1 級及び基礎 2 級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 受検資格

受検資格は、3 級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の 4 に規定する者とし、基礎 1 級及び基礎 2 級技能検定については規則第64条の 5 に規定するものとする。ただし、3 級技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎 1 級又は基礎 2 級に合格した者に限る。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、3 級技能検定については、規則第65条第 4 項の規定により、基礎 1 級技能検定については規則第65条第 5 項の規定により、基礎 2 級技能検定については規則第65条第 6 項の規定による。

4 試験実施期日

試験は実技試験及び学科試験によって行い、試験実施期日は別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

7 試験科目

技能検定の实技試験及び学科試験は、3 級技能検定については規則別表第13の 2 の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎 1 級技能検定については規則別表第13の 3 の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎 2 級技能検定については規則別表第13の 4 の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島 1 丁目 4 番地 5 号 S P ビル 2 F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

申請書類は随時受け付ける。なお、郵送する場合は、書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	15,700円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	13,000円	

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒(あて名を明記し、切手をはること。)を同封すること。

10 合格発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合否結果については、島根県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 合格者には、島根県知事名の合格証書を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部労働政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第1項の規定に基づき命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成20年3月18日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により道路管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については当該措置を命ずべき者の負担とするので、同項の規定により次のとおり公告する。

平成20年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 道路名

国道485号

くにびき大橋 左岸橋台(松江市向島町134番及び学園南1丁目1番)

2 当該措置を命ずべき者

次に掲げる物件の所有者、占有者その他権原を有する者

物件:住宅その他生活用具一式

3 当該措置の内容

当該物件を道路区域外に除却すること。

4 当該措置を行うべき理由

当該物件の占用が道路法第32条第1項の規定に違反しているため

5 本件に関する問合せ先

〒690-0011 松江市東津田町1741-1

松江県土整備事務所維持管理部管理グループ 電話 0852-32-5734